

公 告

令和3年6月4日に開催した第63回通常総会において承認された、令和2年度事業報告書について、次のとおり公表する。

令和3年6月30日

公益社団法人静岡県畜産協会

会 長 鈴木 正三

令和2年度 事業報告書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

公益社団法人 静岡県畜産協会

IV 令和2年度事業実績

定款及び業務方法書に基づき、次の事業を実施した。

公1 畜産経営技術の改善、家畜自衛防疫の普及及び畜産物の情報の提供

1 家畜自衛防疫の推進に関する事業

(1) 自衛防疫推進事業 (協会単独事業)

① 自衛防疫推進運営委員会

家畜自衛防疫事業の円滑な推進を図るため、指定獣医師、県、市町、農業団体等関係者による自衛防疫運営委員会及び調整会議を開催し、家畜自衛防疫の円滑な推進を図った。

- ・自衛防疫推進運営委員会等の開催 2回(令和2年7月、令和3年3月)(計画2回)

(2) 家畜防疫互助基金支援事業 ((独) 農畜産業振興機構 補助事業)

① 家畜防疫互助等推進

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)等といった極めて伝染力が強い疾病の発生は、畜産経営に極めて重大な影響を及ぼすことから、万が一これらの伝染病が発生した場合に備え、生産者が自ら積立を行い、発生時の損害を互助補償する仕組みに国((独) 農畜産業振興機構)が助成する。この制度を円滑に推進するため、契約の普及・啓発を行うとともに新規契約とりまとめ事務を行った。

- ・家畜防疫互助事業の実施期間 平成30年～令和2年度の3年間の3年目
- ・契約対象畜種 牛と豚(鶏は、別の団体扱い)
- ・加入契約農家数 牛飼養農家 248戸(前年度末248戸・前業対比83%
R2.2.1 畜産統計戸数比79.7%)
豚飼養農家 48戸(前年度末48戸・前業対比95%
H31.2.1 畜産統計戸数比50.0%)
(追加納付:42戸)

② 家畜防疫互助基金の交付

国が指定した互助対象疾病が発生した場合、家畜防疫互助金交付契約を締結した生産者等に対して、経営支援互助金を交付し、経営の再開を支援した。

- ・令和2年4月～令和3年3月 本県では互助対象疾病の発生なく、交付実績なし

(3) 家畜生産農場衛生対策事業 (農林水産省 補助事業)

牛のヨーネ病、EBL(牛伝染性リンパ腫)及びBVD(牛ウイルス性下痢)等の清浄化対策、畜産農場における飼養衛生管理の向上に向けた取り組み、アカバネ病の流行防止対策など、家畜生産における疾病対策を支援した。

① 牛のヨーネ病対策

牛のヨーネ病の蔓延防止及び早期清浄化を推進するため、研修会を開催して普及啓発を図るとともに、県が行うヨーネ病抗体検査で陽性と診断された牛を飼養者が自主的にとう汰を行う場合、その経費の一部を補助した。

- ・自主とう汰 農家数・頭数 2戸2頭 (計画2戸・2頭)

② EBL（牛伝染性リンパ腫）対策

EBL の感染拡大を防止するため、発生農場等での重点的な検査や共同放牧場での検査及び吸血昆虫の駆除対策等を推進した。

- ・高リスク牛のとう汰 0農場0頭 (計画1農場・1頭)

③ BVD（牛ウイルス性下痢）対策

BVD 発生農場等における BVD の検査、持続感染牛(PI 牛)の現地評価調査、自主とう汰及びワクチン接種を実施した。

- ・PI 牛の自主とう汰申請 0頭 (計画15頭)

④ 農場飼養衛生管理強化対策

生産者による飼養衛生管理の向上のための取り組みを推進・支援するための指導推進計画の作成、指導チェック表の作成、指導獣医師の認定、認定獣医師による農場指導に対し、その指導費への補助を行った。

- ・農場指導獣医師の認定： 2名 (計画3名)
- ・指導対象農家戸数：牛16戸 (計画：牛15戸、鶏5戸)
- ・指導経費の補助：1農場年2回巡回指導、1回当たり3,000円以内

⑤ 疾病流行防止支援対策

生産性に影響を及ぼす特定の疾病の中で、野外での浸潤状況から清浄化が必要な伝染病について、予防接種の実施を啓発するとともに、効果的なワクチン接種により疾病の流行を防止した。

畜種	予防注射の種類	実施状況	計画頭数
牛	アカバネ病予防注射	253頭	500頭
	異常産3種(アカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス)混合不活化予防注射	327頭	500頭

(4) 牛疾病検査円滑化推進対策事業 (農林水産省 補助事業)

農場で死亡した牛の円滑かつ適正な処理と BSE の清浄性を維持することを目的に、96 ヶ月齢以上の死亡牛の BSE 検査のために検査場所へ輸送する経費等を補助する。

① 死亡牛検査処理安定化対策

- ・対象農家戸数 75 戸 (計画 140 戸)
- ・死亡牛発生頭数 101 頭 (計画 140 頭)

(5) 予防接種推進事業 (協会単独事業)

家畜の伝染性疾病の発生を未然に防止するため、特に畜産経営上、重要な次の伝染病について予防注射を実施する。

畜種	予防注射の種類	実施状況	計画頭数
牛	イバラキ病予防注射	125 頭	200 頭
	流行熱・イバラキ病混合不活化予防注射	164 頭	150 頭
	牛 RS ウイルス感染症予防注射	40 頭	300 頭
	伝染性鼻気管炎 5 種混合 (伝染性鼻気管炎、ウイルス性下痢-粘膜病、パラインフルエンザ、RS ウイルス感染症、アデノウイルス感染症) 予防注射	2,439 頭	2,500 頭
	下痢 5 種混合 (ロタウイルス病、コロナウイルス病、牛の大腸菌症) 予防注射	1,476 頭	1,000 頭
	伝染性鼻気管炎 6 種混合 (伝染性鼻気管炎、ウイルス性下痢-粘膜病 2 価、パラインフルエンザ、RS ウイルス感染症、アデノウイルス感染症) 予防注射	1,256 頭	1,000 頭
	牛乳房炎予防注射	3,768 頭	3,000 頭
	豚	豚丹毒 (生) 予防注射	26 頭
豚	豚丹毒 (不活化) 予防注射	0 頭	60 頭
豚	日本脳炎 (不活化) 予防注射	120 頭	150 頭
豚	日本脳炎・パルボ感染症混合 (生) 予防注射	151 頭	150 頭
豚	豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合 (生) 予防注射	0 頭	100 頭

(6) 家畜防疫・衛生指導対策事業 ((公社) 中央畜産会 助成事業)

① 地域自衛防疫体制強化推進対策

生産者等が行う初動防疫の有効な方策、地域特定疾病対策の啓発・普及等地域自衛防疫強化推進のための検討を行った。

- ・ 検討会の開催 2回 (令和2年7月、令和3年3月) (計画2回/年)

② 地域自衛防疫推進対策

生産者等が参加した初動防疫演習を実施し、初動防疫活動が有効に機能する地域自衛防疫体制整備を推進した。

- ・ 防疫演習の開催 3地区3か所 (計画3地区3か所)

③ 地域疾病対策 (慢性感染症清浄化支援対策)

家畜保健衛生所の指導を得て、EBL (牛伝染性リンパ腫) の清浄化のための衛生管理対策を実施した。

- ・ 衛生管理対策実施農場 3農場 (計画3農場)
- ・ EBL抗体検査の実施 3農場 各2回 (計画3農場 各2回)
- ・ EBL感染牛のとう汰更新 3農場 12頭 (計画3農場 15頭)

④ 地域農場 HACCP 認証支援対策

地域での幅広い農場 HACCP への取り組みを普及するための指導体制を整備し、農場 HACCP 構築に取り組むとともに、既認証農場に対して内部検証及び継続的な改善の実施などの取り組みを図った。

- ・ 普及推進協議会の開催 2回 (令和2年7月、令和3年2月) (計画2回/年)
- ・ 地域取組促進活動 2回 (計画3回/年)
- ・ 構築指導意見交換 1回 (令和2年6月) (計画1回/年)
- ・ 構築支援農場 1農場 (計画1農場)
- ・ 認証フォローアップ農場 2農場 (計画3農場)

(7) 馬飼養衛生管理特別対策事業 ((公社) 中央畜産会 助成事業)

馬の生産、流通の国際化等の進展によりウエストナイルウイルス感染症、馬インフルエンザ等の侵入、流行の危険性も大きいことから、馬飼養衛生管理に関する検討会を行い、競走馬以外の馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を進め、今後の馬産振興を図る。

- ・ 地域馬飼養衛生管理体制整備委員会 2回 (令和2年7月、令和3年3月) (計画2回/年)
- ・ 地域馬獣医療実態調査戸数 アンケート調査40戸 (計画40戸)

(8) 豚熱野生イノシシ経口ワクチン導入緊急支援事業

(旧) 豚コレラ野生イノシシ経口ワクチン導入緊急支援事業)

((独) 農畜産業振興機構 補助事業)

野生イノシシを介した CSF (豚熱) ウイルスの県内への侵入及び拡散を防止するためのワクチン散布・回収事業を実施する静岡県 CSF 経口ワクチン対策協議会に対し、輸入されたワクチンを定められた方法で保管するために必要な経費を支出するとともに必要な事務を行った。

(9) 野生獣衛生推進体制促進事業 (家畜衛生対策推進協議会 助成事業)

(事務局：(公社) 中央畜産会)

野生獣 (シカ・イノシシ) の衛生実態を把握し、家畜への伝染病の侵入防止対策の促進を図る。

・地域衛生技術連絡協議会の開催 3回 (令和2年7月、令和3年1月、3月)

(計画3回/年)

・野生獣 (シカ) の衛生実態調査

調査期間 令和3年1月～令和3年3月

調査頭数 シカ 25頭

調査内容 危害要因検査 シカ 5疾病 (BVD、牛RS、IBR、サルモネラ、O-157)

うち、1頭からサルモネラが確認された。

(10) 衛生体制強化基金事業 ((公社) 中央畜産会 助成事業)

事業廃止

(11) 乳質改善指導事業 (協会単独事業)

県内産生乳の品質向上のための乳質改善の指導を図るとともに関係機関との連携を密にし、研修会等を開催するほか、牛群データを活用した乳質改善に取り組む団体を支援した。

・交付実績なし

2 死亡獣畜の適正な処理に関する事業

畜産農家から発生する死亡獣畜の適正かつ円滑な処理体制を確立するため、県、市町および生産者団体からの出資金等により設けられた「死亡獣畜処理基盤強化基金（3億円）」を運用管理し、その運用益をもって畜産協会が所有する4台の死亡獣畜冷却運搬車を産業廃棄物処理運搬業者に委託し、死亡獣畜の適正な処理を行い、畜産環境の保全に努めるとともに、家畜の損耗防止対策の普及・啓発を実施した。

なお、老朽化の進んだ死亡獣畜冷却運搬車のうち、特に傷みの激しい2台について、早急な更新のための対応を関係機関と協議し、令和3年度中の納車をするための入札の手続きを行った。

(1) 死亡獣畜処理基盤強化基金の運用は、次のとおりであった。

令和2年度死亡獣畜処理基盤強化基金の運用

金融機関	種別	令和2年度末 預託金額	預託期間	年利率	年間合計金額
R2.6 満期償還 (5千万)	名古屋市第471回 10年公募公債	0	平成22年6月20日 ～ 令和2年6月19日	1.270%	315,765
R2.6 満期償還 (5千万)	静岡県平成22年度 第5回公募公債	0	平成22年6月25日 ～ 令和2年6月24日	1.315%	328,750
R3.3 満期償還 (1億)	静岡県平成22年度 第13回公募公債	0	平成25年5月29日 ～ 令和3年3月24日	1.316%	1,316,000
野村証券 静岡支店	名古屋市第477回 10年公募公債	60,000,000	平成23年12月21日 ～ 令和3年12月20日	1.034%	620,400
野村証券 静岡支店	静岡県平成23年度 第10回公募公債	40,000,000	平成24年3月23日 ～ 令和4年3月23日	1.015%	406,000
野村証券 静岡支店	第207回共同発行 市場公募地方債	100,000,000	令和2年6月24日 ～ 令和12年6月25日	0.150%	100,137
静岡銀行 県庁支店	定期預金	100,000,000	令和3年3月24日 ～ 令和3年4月26日	0.002%	0
合計		300,000,000			3,087,052

- ・ 令和2年度死亡獣畜処理基盤強化基金運用益額 3,087,052円(前年度3,634,900円)
- ・ 令和2年度減価償却資産運用益額 299,230円(前年度299,230円)

(2) 死亡獣畜処理運営委員会の開催

基金の運用及び処理について協議する。

- ・運営委員会の開催 1回（令和3年3月）（計画1回／年）

(3) 死亡獣畜冷却運搬車の委託運行

産業廃棄物処理運搬業者に死亡獣畜冷却運搬車による死亡牛等の適正な運搬処理を委託・実施する。

- ・東部・中部地区の死亡獣畜の処理 金森運送(有) 富士宮市 2台
- ・西部地区の死亡獣畜の処理 (有)村松畜産 浜松市 2台

(4) 運搬実績

乳牛	733頭
肉牛	684頭
豚	5,656頭
その他	(馬27頭、イノシシ0頭、山羊2頭、羊1頭、鶏200羽)

3 畜産の経営及び家畜飼養管理技術の改善に関する事業

(1) 畜産振興補助事業 (静岡県及び地方競馬全国協会 公募補助事業)

静岡県及び地方競馬全国協会の公募補助事業の補助を受けて畜産経営技術指導を実施し、国・県の畜産施策を推進するとともに、畜産経営体や行政機関及び生産者団体等のニーズに応えるため次の業務を実施した。

- ① 担い手確保・増強の推進
- ② 地域畜産に対する理解増進等畜産関連公益活動体制の強化
- ③ 補助・委託事業の実施体制の強化推進

(2) ふじのくに畜産フェア開催事業 (静岡県 補助事業)

県内の優良家畜を一堂に集め、家畜の改良水準を広く示し、改良増殖の推進と飼養管理技術の向上に資すると共に、広く消費者への理解と畜産物の消費拡大を図るため、「ふじのくに畜産フェア」として、第60回農林水産祭参加 第94回静岡県畜産共進会を開催した。

なお、本年度は種豚の部に加え新型コロナウイルス感染症の影響により乳牛の部も休止となった。

肉牛の部 令和2年12月5日(土) 浜松市食肉地方卸売市場

(3) 畜産経営技術指導事業 (静岡県 受託事業)

静岡県が策定した新世紀ビジョンに基づき、豊かな農林水産物の安定的な供給と、農山漁村地域が持つ多面的な機能を発揮すると共に、環境に配慮した地域社会の創造に貢献する農林水産業の発展のため、認定農業者、ビジネス経営体、農場 HACCP 認証及び JGAP 認証(家畜・畜産物)取得を目指す経営体の育成並びに畜産クラスター協議会等を支援することが求められている。

また、畜産においては、各種畜産振興計画及び家畜改良増殖目標に沿った指導に努めている。本協会では、畜産関係団体等と連携を密に、畜産経営体が必要な経営・技術等の支援を行い畜産経営の向上に努めると共に、併せて県内畜産物の消費拡大のために県民に対して畜産物の情報を広く提供した。

さらに、畜産クラスター協議会等の事業計画の策定や事業実施に当たり、指導・支援を行い、地域の畜産経営の安定を図った。

① 支援指導体制の確立

ア 畜産経営体支援指導研究会

経営体支援に基づく、指導指針の構築と指導研究会による経営技術の改善のための検討会を実施した。

- ・畜産経営体支援指導研究会 2回実施

イ 専門家支援チーム設置

畜産経営技術等の専門家と協会が一体となり、畜産経営技術等の分析を行い、助言指導を行うための専門家支援チームを設置した。

- ・畜産コンサルタントの設置 11名

ウ 指導用機器の整備

畜産関係データベースとインターネットによる幅広い利活用とデータの収集に努めた。

② 畜産経営技術の総合支援指導

ア 個別経営体指導

総合的な経営技術分析と改善のための指導や、新規就農者・後継者等の担い手育成のための指導及び、特定の経営技術・新技術等導入のための指導を行った。

- ・個別経営体指導 30件（酪農18件、肉牛4件、養豚5件、養鶏3件）

イ グループ型支援指導

畜産クラスター協議会を含めた地域の生産団体の指導を始めとして、地域活動等の支援指導を行い、生産者の要望に応えた畜産経営者を対象にセミナーを開催した。

- ・生産集団 2集団
- ・セミナーの開催 1回

③ 情報等提供体制整備

ア ホームページによる情報の収集と提供を図った。

イ コンサルタントの資質向上と情報の提供を行った。

ウ 新規就農等の希望者に対する情報の収集と提供を行った。

(4) 畜産特別資金等推進指導事業（(公社)中央畜産会 補助事業)

畜産経営が抱える営農負債を長期の低利資金に借り換えることにより経営再建を図るべく、経営計画の作成と継続的な見直しを要件に畜産特別資金の融資を受けた借受者に対して、関係機関が一体的に経営改善計画の樹立を図り、具体的な実行を推進・指導することとなっている。

なお、本県では、令和元年をもって貸付資金返済が完了し対象者が不在となったため、協議会構成団体への情報提供にとどまった。

(5) 肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）

（（独）農畜産業振興機構 公募補助事業）

肉用牛経営の安定のため、①地域の中核的担い手が、計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付を行った。②肉用牛ヘルパー利用組合が実施する肉用牛ヘルパー活動の組織化、適正運営また、肉用牛ヘルパー要員の確保、出役調整、研修会の開催等の補助を実施した。

ア 中核的担い手育成増頭推進 1 農協 1 生産者

イ 肉用牛ヘルパー推進 1 組合

ウ 肉用牛振興推進指導

(6) 畜産近代化リース調査等指導事業（（公財）畜産近代化リース協会 受託事業）

畜産近代化リース協会からリースされた機械器具等の効率的な利用を図るため、農協の協力を得て利用の実態を調査するとともに、貸付に関する需要調査・情報提供を実施した。

・調査指導機械台数 16 基 新規開拓調査 40 戸

令和 2 年度調査対象リース物件一覧

再貸付団体	貸付物件の種類	貸付物件数	リース終了予定年度
経済連	ホイルローダー	2 基	令和 6 年度
遠州中央農協	清掃システム	1 基	令和 2 年度
	ダンプトラック	3 基	令和 2 年度
浜名酪農協	バルククーラー	1 基	令和 8 年度
	ホイルローダー	1 基	令和 3 年度
	テッダー	1 基	令和 5 年度
	ミルクングパーラー	1 基	令和 4 年度
	ラッピングマシン	1 基	令和 5 年度
	分娩監視システム	1 基	令和 3 年度
	発電装置	1 基	令和 8 年度
	全自動装置高圧細霧システム	1 基	令和 8 年度
	通風装置	1 基	令和 5 年度
	細霧装置	1 基	令和 5 年度

(7) 酪農経営支援総合対策事業（（一社）酪農ヘルパー全国協会 受託事業）

酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進を図るため、ヘルパー利用組合組織運営体制等の実態調査を行った。

・県下利用組合：10 組合

・利用組合組合員数：140 戸

(8) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）に係る事業推進委託業務

（(公社)中央畜産会 受託事業）

標記事業の円滑な実施を図るために必要となる静岡県内における事業推進、参加要望書及び事業参加申請書の取りまとめ、静岡県との協議に係る窓口業務、事業執行に係る連絡・調整、導入機械に対する調査業務を実施した。

- ・ 要望書提出：延べ6協議会、要望機械数：延べ20件
- ・ 事業参加申請：延べ7件、事業承認：延べ5件、導入完了：延べ4件

(9) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（全国推進事業）のうち畜産クラスターに係る全国実態調査委託事業

（(公社)中央畜産会 受託事業）

畜産クラスターに係る取り組みを全国で推進するために必要な情報として、全国の先進的な経営体（酪農経営2戸）等を対象に経営内容に係る調査・取りまとめを指定された調査票に基づいて実施した。

- ・ 実施事例数：酪農経営2事例

なお、新型コロナウイルスまん延防止の観点から、中央団体が実施していた畜産クラスター協議会優良事例調査について予備調査の請負業務依頼があったため、対応した。

- ・ 実施事例数：クラスター協議会1事例

(10) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛））

（(一社)全国肉用牛振興基金協会 受託事業）

生産者が畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛を増頭する場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付するため、事業推進に係る県内窓口業務を行った。繁殖雌牛飼養規模及び育種価成績に応じ、24.6万円/頭又は17.5万円/頭の増頭奨励金が交付された。

- ・ 取組主体数 2団体
- ・ 増頭数 21頭

(11) 持続的生産強化対策事業のうち畜産経営体生産性向上対策事業（ICT化等機械装置等導入事業）

（(公社)中央畜産会 受託事業）

平成29年度から推進された酪農経営体生産性向上緊急対策事業（通称：楽酪事業）が令和元年度より畜産経営体生産性向上対策事業（ICT化等機械装置等導入事業）となり、継続して労働省力化機械装置の導入を支援する。又、酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（通称：楽酪GO事業）と並行することで、機械導入のみならず機械導入と一体的に施設の補改修を行うことが可能となり、平成29年度までの楽酪事業と比較して事業へ参加することが容易になった。今年度は、1応援会議より事業参加申請があり、その事務を行い機械導入を支援した。

- ・ 応援会議数：1応援会議
- ・ 要望書提出：1応援会議、事業承認：1件、導入完了：1件

(12) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち労働負担軽減事業（楽酪GO事業）

（（公社）中央畜産会 受託事業）

搾乳や飼料給餌作業等の周年拘束性が高く労働負担の大きい酪農業を、平成28年に決定された『農業競争力強化プログラム』において、酪農家の働き方改革を短期集中的に支援することとされた。実現に向けて労働省力化機械装置の導入や機械導入と一体的な施設の整備を行うに当たり必要となる一体的な施設の整備に関する事務を行った。

- ・ 応援会議数：3 応援会議
- ・ 要望書提出：要望なし

(13) 畜産・酪農生産力強化対策事業（家畜生産性向上対策事業）

（（公社）中央畜産会 受託事業）

家畜生産性（肥育牛出荷成績、事故率等）に係るデータ収集と生産性向上のためのデータ分析、技術指導の取り組みを実施した。調査対象は肉用牛肥育経営（黒毛和種）1件とし、中央畜産会へ提出後全国集計・情報提供された。

(14) 畜産関係団体調整機能強化事業（（公社）中央畜産会 受託事業）

各地域において点の存在となってしまった畜産生産者のネットワークを構築することにより、新たな仲間づくりを推進するとともに、畜産関係者からの各種相談に対応できる人材を育成するために、協会役職員等を対象にスキルアップを目的とした研修会等に参加するとともに、指導相談窓口を設置した。

- ・ 仲間づくりのための意見交換会 1回開催

(15) 和牛肉等販売促進緊急対策事業（静岡県 補助事業）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売り上げ減少の影響を受けた県内産牛肉及び地鶏肉等について、社会状況改善後にも対応できる生産・供給体制が維持されるよう販売促進施策を推進した。そこで、その一環として、将来の消費者である小中学生等の学校給食に牛肉及び地鶏肉並びに食育資材等を提供し、県内産畜産物の美味しさや魅力を伝え、理解を深めてもらうことにより、消費の促進と中長期的な消費拡大につなげる事業を展開した。

なお、事業展開においては、静岡県食肉事業協同組合等の協力を得て実施した。

(16) 普及広報活動（協会単独事業）

畜産経営技術指導・調査事業等に係る資料の作成・配付や中央畜産会等の優良図書の斡旋、紹介、提供を行い普及広報に努めた。

- ・ 畜産コンサルタント誌（中央畜産会）
- ・ 畜産会経営情報（中央畜産会）
- ・ 畜特資金指導情報（中央畜産会）

4 酪農ヘルパー支援・指導に関する事業

(1) 酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）

（（独）農畜産業振興機構 公募補助事業）

酪農家が病気・事故・出産その他の理由により、就業不能（傷病時）で酪農ヘルパーを一定期間継続的に利用した場合、また、忌引き、病気見舞い里帰り、育児サポートについては、実施要綱に定められた範囲で、その負担額の一部を互助制度によって助成し、負担軽減を図った。

6 利用組合で利用申請があり、負担軽減金の支払いを行った。（括弧内は前年度実績）

対象者 延べ 16 名、延べ 203 日 （延べ 21 名、延べ 448 日）

平均連続利用日 12.7 日 （平均連続利用 21.3 日）

（内 訳）

- ・ 病気の利用 10 名、平均 16.6 日 （病気利用 9 名、平均 34.4 日）
- ・ ケガの利用 2 名、平均 14 日 （ケガの利用 4 名、平均 29 日）
- ・ 忌引きの利用 4 名、平均 2.25 日 （忌引き利用 7 名、平均 2.4 日）
- ・ 出産の利用 実績なし （出産の利用 1 名、5 日）

ただし、傷病時における連続利用については、利用組合の理由により酪農ヘルパー要員の継続派遣が途切れた場合でも、適当と認めるものに対しては助成を実施した。

また、酪農ヘルパー作業中の要員に対する事故、作業中に発生する財物の破損等を賠償する保険に加入する利用組合に対し、掛金の 1/2 以内を助成した。

加えて、酪農ヘルパーを活用した生産基盤及び利用組合運営の強化のための事業を実施した。

(2) ふじのくに酪農経営安定化支援ヘルパー事業 (静岡県 補助事業)

県補助事業については、機構補助事業の酪農経営支援総合対策事業(酪農経営安定化支援ヘルパー事業)で実施するメニューのうち、利用組合が自己負担を必要とする事業メニューの1/4相当額を補助するとともに、傷病時互助制度負担軽減、防疫機器等の整備等のメニューの事業費1/4相当額の範囲内で事業を実施した。

○静岡県下の酪農ヘルパー利用組合の概要 (令和2年8月1日現在実態調査結果)

利用組合名	利用組合参加 農家数(戸)	経産牛飼養 頭数(頭)	ヘルパー要員数(人) (専任、臨時の計)	備 考
三島函南	13	352	専任2、臨時0	静岡県下の全酪農家戸数 に占める利用組合加入率 R2.2.1 現在 畜産統計との比較 戸 数 : 193 戸 成 牛 頭 数 : 13,600 頭 対酪農家戸数 : 68.9% 対飼養頭数 : 45.0%
函南東部	8	250	専任1、臨時0	
伊豆の国	7	190	専任2、臨時0	
富士開拓	33	1,820	専任5、臨時0	
富士宮	17	750	専任2、臨時0	
中 遠	21	490	専任4、臨時0	
小 笠	13	950	専任5、臨時0	
浜 名	10	831	専任3、臨時0	
静岡市	6	83	専任0、臨時1	
西 部	5	400	専任1、臨時0	
合 計	133	6,116	専任25、臨時1 (うち女性7)	

公 2 公共牧場の管理と後継牛の育成

1 家畜共同育成場管理事業

静岡県が設置した、家畜共同育成場（天城哺乳場・放牧場）の指定管理者として、平成 29 年度から令和 3 年度の 5 ヶ年指定を受け、県の指導・協力を得て天城哺乳場・放牧場の管理運営を行うと共に、県下の酪農家、肉用牛農家からの預託牛を受け入れ、後継牛を育成し、成牛として育成農家に返すまでの育成業務を行った。

(1) 家畜育成実績

家畜共同育成場の収容能力及び牧草地の状況を勘案して、農家からの 2 ヶ月齢以上の育成牛を預かり、成牛まで育成した。

預託料は、県条例に定められている 1 日 1 頭 613 円（税込み）とする。

(単位：頭)

区 分	受 託 牛			
	哺乳場	放牧場	畜産技術 研 究 所	合 計
年間計画受託頭数	157	246	50	453
年間計画育成延頭数	57,400	89,900	18,250	165,550
年間実績育成延頭数	66,945	144,692	15,876	227,513
到 達 率	116.6%	160.9%	87.0%	137.4%

(2) 家畜共同育成場に併設されたバイオマスプラントの管理

哺乳場・放牧場から発生する家畜排せつ物及び伊豆市内で発生する生ごみを原料として、メタン発酵プラントで処理し、エネルギー資源、肥料資源として有効活用するための実証展示をすることとしていたが、施設の老朽化及び故障により、プラントの稼働は無しに等しい状況にある。

そこで、今後は静岡県の指示に従い、バイオガスプラントは、モデル施設として展示を継続し、堆肥化施設は、糞尿処理の実証施設として適正な機能維持に努めた。

公 3 家畜及び畜産物の価格差補填事業

1 肉用子牛の補給金事業（肉用子牛生産者補給金制度）

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、第7業務対象年間の1年目として、国（農畜産業振興機構）、県及び契約生産者による積立金を管理し、品種毎の平均売買価格が保証基準価格及び合理化目標価格を下回った場合は、速やかに、生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定と経営の健全な発展を図った。

また、第6業務対象年間（平成27年度～令和元年度）の終了に伴い、その間の生産者積立金残額（利息を含む）について、全額を国（農畜産業振興機構）、県及び契約生産者に返戻した。

（1）業務対象年間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

（2）生産者補給金交付契約締結状況

肉用子牛飼育個人： 37戸
 肉用子牛飼育法人： 11戸
 計： 48戸

（3）事務委託先契約締結状況

総合農協： 5件
 農協連： 2件
 その他： 1件
 計： 8件

（4）保証基準価格と合理化目標価格と交付契約頭数

品 種	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで		令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで		交付契約 実績頭数 上段：変更計画 下段：実績
	保証基準 価 格	合理化目標 価 格	保証基準 価 格	合理化目標 価 格	
黒毛和種	541,000円	429,000円	541,000円	429,000円	(183頭) 173頭
褐毛和種	498,000円	395,000円	498,000円	395,000円	(0頭) 0頭
黒毛・褐毛和種 以外の肉専用種	320,000円	253,000円	320,000円	253,000円	(17頭) 14頭
乳用種	164,000円	110,000円	164,000円	110,000円	(173頭) 163頭
交 雑 種	274,000円	216,000円	274,000円	216,000円	(1,205頭) 1,175頭
計					(1,578頭) 1,525頭

(5) 生産者積立金の負担割合

単位：円

品 種	区 分	生産者 積立金	内 訳		
			農畜産業 振興機構	静岡県	生産者
黒毛和種	1月～3月	1,200	600	300	300
	4月～12月	1,600	800	400	400
褐毛和種	1月～3月	4,600	2,300	1,150	1,150
	4月～12月	6,000	3,000	1,500	1,500
黒毛・褐毛和種 以外の肉専用種	1月～3月	12,400	6,200	3,100	3,100
	4月～12月	18,800	9,400	4,700	4,700
乳用種	1月～3月	6,400	3,200	1,600	1,600
	4月～12月	6,800	3,400	1,700	1,700
交雑種	1月～3月	2,400	1,200	600	600
	4月～12月	3,200	1,600	800	800

(6) 生産者積立実績額

単位：円

品 種	区 分	積立金 造成額	区 分		
			農畜産業 振興機構	静岡県	生産者
黒毛和種	1月～3月	(37,200)	(18,600)	(9,300)	(9,300)
		37,200	18,600	9,300	9,300
	4月～12月	(243,200)	(121,600)	(60,800)	(60,800)
		227,200	113,600	56,800	56,800
褐毛和種	1月～12月	0	0	0	0
黒毛・褐毛和種 以外の肉専用種	1月～3月	(62,000)	(31,000)	(15,500)	(15,500)
		62,000	31,000	15,500	15,500
	4月～12月	(225,600)	(112,800)	(56,400)	(56,400)
		169,200	84,600	42,300	42,300
乳用種	1月～3月	(268,800)	(134,400)	(67,200)	(67,200)
		268,800	134,400	67,200	67,200
	4月～12月	(890,800)	(445,400)	(222,700)	(222,700)
		822,800	411,400	205,700	205,700
交雑種	1月～3月	(900,000)	(450,000)	(225,000)	(225,000)
		900,000	450,000	225,000	225,000
	4月～12月	(2,656,000)	(1,328,000)	(664,000)	(664,000)
		2,560,000	1,280,000	640,000	640,000
合 計		(5,283,600)	(2,641,800)	(1,320,900)	(1,320,900)
		5,047,200	2,523,600	1,261,800	1,261,800

(注) 3月までの積立金は変更前の単価を用いて、実績整理した。
4月以降については、新単価を用いて実績整理した。
上段()は変更交付決定金額、下段は実績金額となる。

(7) 販売又は保留の確認

販売年月日、月齢、保留等の確認は、契約肉用子牛を満6ヶ月齢に達した日以降12ヶ月齢に達する日までに販売した場合、12ヶ月齢に達した日以後における保留等において、その都度提出の「販売・保留確認申出書」により行った。

(8) 生産者補給金の交付

農畜産業振興機構から生産者補給交付金の交付を受けた時は、その交付金の金額に相当する金額を、当該契約生産者に交付するが、その他肉専用種において交付があった。

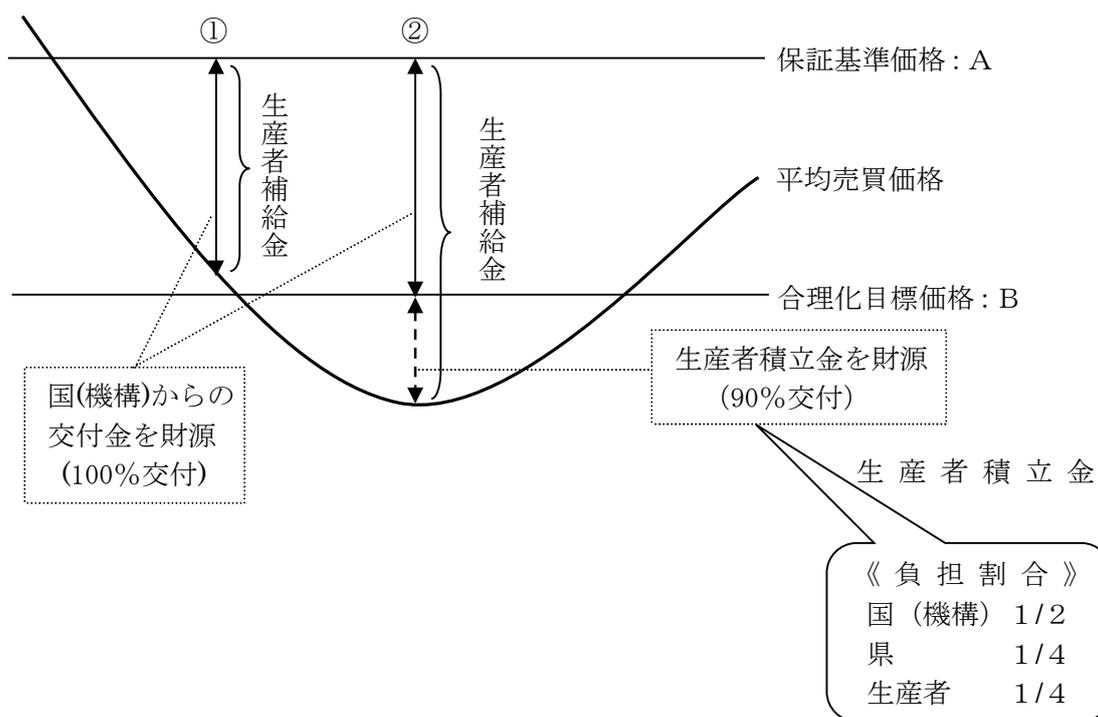
生産者積立金部分から交付する生産者補給金は、合理化目標価格から平均売買価格を控除した金額の10分の9の金額を当該契約生産者に交付することとなるが、今回積立金部分を取り崩し、補給金を交付した。

なお、「その他の肉専用種」については、令和2年度より算定期間が1年(4月～3月)となった。

令和2年1月から令和2年12月までの交付状況

区 分	品種区分	交付頭数	単価	交付額
令和元年度第4四半期	その他の肉専用種	2頭	75,190円 機構 : 67,000円 積立部分 : 8,190円	150,380円 機構 : 134,000円 積立部分 : 16,380円
令和2年度第1四半期	—	0頭	—円	0円
令和2年度第2四半期	—	0頭	—円	0円
令和2年度第3四半期	—	0頭	—円	0円
計		2頭		150,380円

肉用子牛生産者補給金制度のしくみ



2 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

(独) 農畜産業振興機構 補助事業)

(1) 制度運営適正化事業

肉用子牛生産者補給金制度の適正かつ円滑な実施体制の確保を図るとともに、肉用子牛生産者補給金の交付事務処理の高度化を図った。

また、事務委託先が行う委託事務の執行及び契約生産者と締結した生産者補給金交付契約の内容・手続き等について点検し、調査指導を実施した。

さらに、肉用子牛生産者補給金制度の周知徹底を図るため、事務委託先等を対象とした事務研修会を1回開催した。

(2) 指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を行う指定協会は、基本財産の運用益を制度の運営経費に充当する仕組みとなっているが、近年の金利低下により運用益だけでは、制度の維持が困難となっている。このため、この制度を運営するための事業費を確保するために、必要な補助金の助成を受けて運営した。

3 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業 ((独) 農畜産業振興機構 補助事業)

(1) 経営改善を図る取組に対する奨励金の交付

肉用子牛の飼養頭数を維持するため、畜舎の環境改善や疾病の防止等を通して経営改善に取り組む肉用子牛生産者に対し、奨励金を交付する。肉用子牛登録され、令和2年5月～3月に販売された子牛が対象で、農畜産業振興機構が公表する全国平均価格が、発動基準を下回った場合に1万円/頭又は3万円/頭の奨励金が交付されるが、本県では、今年度、交付対象となったその他肉専用種がいなかったため交付はなかった。

(2) 事業の推進指導

優良肉用子牛生産推進緊急対策事業を推進指導し、奨励金の交付事務処理を実施した。

4 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業（牛マルキン事業）

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。交付金の額は、標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割となっている。

（1）事業の概要

- ① 業務対象年間 : 平成30年12月30日～令和4年3月31日
- ② 負担割合 : 国：生産者＝3：1
- ③ 基金造成 : 生産者負担金で造成
- ④ 算定方式 : 肉専用種は地域算定を実施していたが、令和2年3月販売分よりブロック別算定
交雑種及び乳用種は全国算定で計算
- ⑤ 交付金算定期間 : 毎月

（2）補填金交付契約締結状況

個人： 66戸
 法人： 19戸
 合計： 85戸

（3）事務委託先契約締結状況

総合農協： 7件
 農協連： 1件
 その他： 1件
 合計： 9件

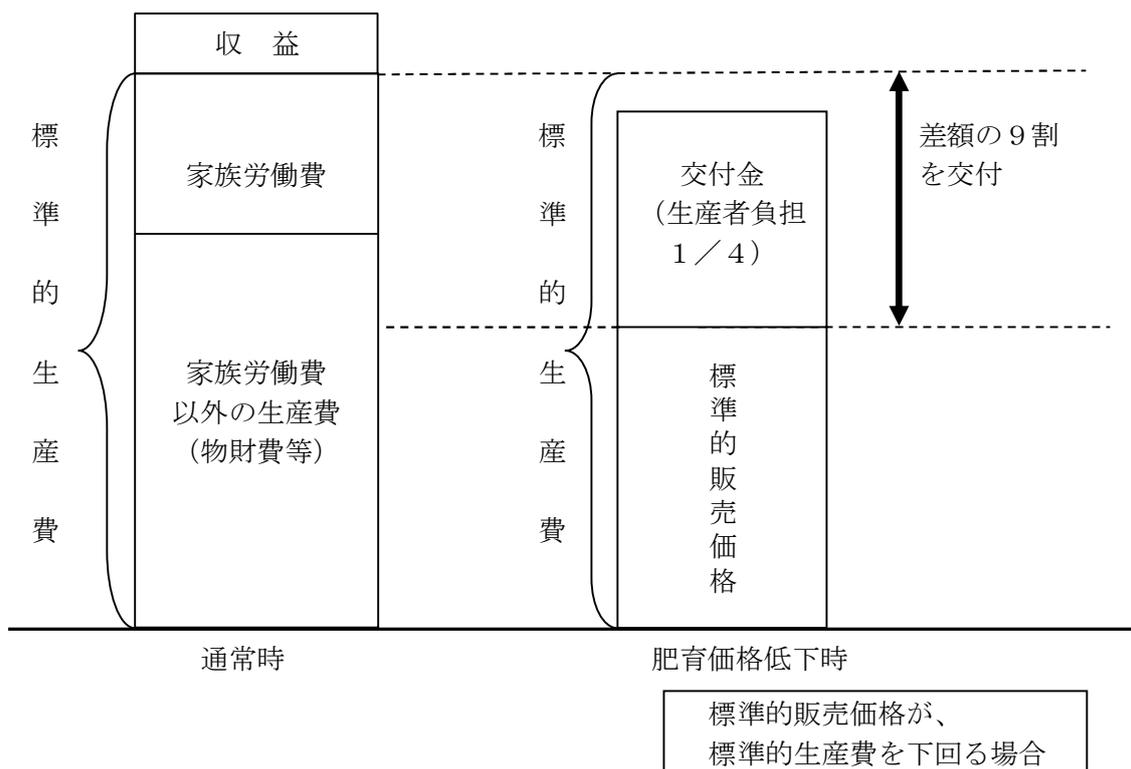
（4）契約頭数・生産者負担金単価・積立金造成額

品種区分	契約頭数 (頭)	生産者負担金単価 (円/頭)	積立金造成額 (円)
肉専用種	(4,000) 3,723	65,000	(0) 0
交雑種	(6,100) 5,535	20,000	(0) 0
乳用種	(900) 656	19,000	(0) 0
計	(11,000) 9,914		(0) 0

(注) 上段()は計画頭数・積立金造成計画額、下段は実績頭数、実績造成額となる。

- ・生産者負担金は新型コロナウイルス感染症における畜産支援対策のため令和2年4月以降納付猶予となっており、積立金造成はなし。
- ・令和2年2・3月販売の個別請求分のみ平成31年度単価で積立金造成した。

肉用牛肥育経営安定交付金制度のイメージ



(5) 肉用牛肥育経営安定交付金制度における交付金交付状況 別紙

(6) 肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託

協会と契約生産者との契約に基づき、事務委託先を經由して個体登録や販売の確認、生産者負担金の請求・受入と積立金の造成等の肉用牛肥育経営安定交付金制度に係る業務の円滑な実施を図るため、機構より委託を受けて実施した。

5 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（肥育生産支援事業）

((公社) 中央畜産会 受託事業)

(1) 経営体質の強化に資する取組に対する奨励金交付

新型コロナウイルス感染症は、現在、世界に広がっており、日本国内においても、連日感染者が確認される状況にある。このような中、インバウンド需要を含む外食等の需要が減少し、年度当初和牛を中心に牛肉価格が下落したため、肉用牛経営体の経営悪化が危惧された。

このため、肉用牛経営体の所得や営業利益を事業実施年度と比較して3%改善することを目的として、経営体質強化を図るために肥育牛経営強化計画を策定した肥育経営体に対して出荷頭数に応じた奨励金を交付した。

- ・マルキン契約者 : 令和2年4月～12月販売分 7, 712頭
交付額: 154, 240, 000円 (@20, 000)
- ・マルキン未契約者等: 令和2年4月～9月販売分 33頭
交付額: 660, 000円 (@20, 000)

(2) 事業の推進指導

経営体質の強化を図るために肥育経営強化計画を策定した肥育経営体に対して、出荷頭数に応じた奨励金の交付を円滑に実施するため、中央畜産会より委託を受けて実施した。

別紙

肉用牛肥育経営安定交付金制度における交付金交付状況

区 分	品 種	交付対象者 (人)	交付対象頭数 (頭)	交 付 金 額	
				交付金単価 (円/頭)	交付金交付額 (円)
令和元年度 第4四半期 (R2.01) 精算払部分のみ	肉専用種	27	235	4,000	940,000
	交雑種	0	0	0	0
	乳用種	2	82	4,000	328,000
	合 計	29	317		1,268,000
令和元年度 第4四半期 (R2.02)	肉専用種	30	244	106,051.5	25,876,560
	交雑種	43	444	24,121.8	10,710,062
	乳用種	3	57	39,312.2	2,241,193
	合 計	76	745		38,827,815
令和元年度 第4四半期 (R2.03)	肉専用種	31	239	179,915.4	42,999,769
	交雑種	39	459	116,715.6	53,572,447
	乳用種	3	73	54,562.5	3,983,062
	合 計	73	771		100,555,278
令和2年度 第1四半期 (R2.04)	肉専用種	33	303	265,574.7	79,871,573
	交雑種	41	454	148,130.1	66,028,971
	乳用種	4	114	52,145.1	5,853,285
	合 計	78	871		151,753,829
令和2年度 第1四半期 (R2.05)	肉専用種	33	220	231,991.2	49,704,100
	交雑種	40	399	146,220.3	57,062,451
	乳用種	4	61	46,925.1	2,768,579
	合 計	77	680		109,535,130
令和2年度 第1四半期 (R2.06)	肉専用種	32	304	206,268.3	47,029,150
	交雑種	41	493	190,413.9	87,447,556
	乳用種	3	56	48,078.9	2,656,356
	合 計	76	853		137,133,062
令和2年度 第2四半期 (R2.07)	肉専用種	32	332	※70,263.45	23,327,443
	交雑種	43	531	180,387.9	83,294,087
	乳用種	3	73	39,031.2	2,439,448
	合 計	78	936		109,060,978
令和2年度 第2四半期 (R2.08)	肉専用種	32	269	※81,160.65	21,832,192
	交雑種	41	496	153,076.5	61,804,614
	乳用種	4	56	51,616.8	2,296,945
	合 計	77	821		85,933,751
令和2年度 第2四半期 (R2.09)	肉専用種	29	281	※60,330.825	16,952,943
	交雑種	41	438	163,894.5	54,986,582
	乳用種	4	56	39,206.7	1,734,893
	合 計	74	775		73,674,418
令和2年度 第3四半期 (R2.10)	肉専用種	29	336	※40,094.325	13,471,674
	交雑種	44	518	131,468.4	51,732,784
	乳用種	3	64	37,969.2	1,879,473
	合 計	76	918		67,083,931
令和2年度 第3四半期 (R2.11)	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	43	553	79,365.6	32,996,228
	乳用種	3	64	38,144.7	1,888,160
	合 計	46	617		34,884,388
令和2年度 第3四半期 (R2.12)	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	46	529	29,124.9	11,562,549
	乳用種	3	79	38,791.8	2,356,600
	合 計	49	608		13,919,149
令和2年度 第4四半期 (R3.01) 概算払部分のみ	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	37	396	19,405.4	5,768,229
	乳用種	3	52	39,958.7	1,608,335
	合 計	40	448		7,376,564
合 計	肉専用種	308	2,763		322,005,404
	交雑種	499	5,710		576,966,560
	乳用種	42	887		32,034,329
	合 計	849	9,360		931,006,293

- (注) ・交付金単価は小数点以下になる場合がある。
・交付対象者合計欄については、延べ人数を記載している。
・令和2年4月より生産者負担金が納付猶予となっており、対象牛は交付金の国費分(4分の3)の交付となる。
・肉専用種については積立金が払底し、R2.7月分より単価は4分の3相当額を表示。

別紙

肉用牛肥育経営安定交付金制度における交付金交付状況

区 分	品 種	交付対象者 (人)	交付対象頭数 (頭)	交 付 金 額	
				交付金単価 (円/頭)	交付金交付額 (円)
令和元年度 第4四半期 (R2.01) 精算払部分のみ	肉専用種	27	235	4,000	940,000
	交雑種	0	0	0	0
	乳用種	2	82	4,000	328,000
	合 計	29	317		1,268,000
令和元年度 第4四半期 (R2.02)	肉専用種	30	244	106,051.5	25,876,560
	交雑種	43	444	24,121.8	10,710,062
	乳用種	3	57	39,312.2	2,241,193
	合 計	76	745		38,827,815
令和元年度 第4四半期 (R2.03)	肉専用種	31	239	179,915.4	42,999,769
	交雑種	39	459	116,715.6	53,572,447
	乳用種	3	73	54,562.5	3,983,062
	合 計	73	771		100,555,278
令和2年度 第1四半期 (R2.04)	肉専用種	33	303	265,574.7	79,871,573
	交雑種	41	454	148,130.1	66,028,971
	乳用種	4	114	52,145.1	5,853,285
	合 計	78	871		151,753,829
令和2年度 第1四半期 (R2.05)	肉専用種	33	220	231,991.2	49,704,100
	交雑種	40	399	146,220.3	57,062,451
	乳用種	4	61	46,925.1	2,768,579
	合 計	77	680		109,535,130
令和2年度 第1四半期 (R2.06)	肉専用種	32	304	206,268.3	47,029,150
	交雑種	41	493	190,413.9	87,447,556
	乳用種	3	56	48,078.9	2,656,356
	合 計	76	853		137,133,062
令和2年度 第2四半期 (R2.07)	肉専用種	32	332	※70,263.45	23,327,443
	交雑種	43	531	180,387.9	83,294,087
	乳用種	3	73	39,031.2	2,439,448
	合 計	78	936		109,060,978
令和2年度 第2四半期 (R2.08)	肉専用種	32	269	※81,160.65	21,832,192
	交雑種	41	496	153,076.5	61,804,614
	乳用種	4	56	51,616.8	2,296,945
	合 計	77	821		85,933,751
令和2年度 第2四半期 (R2.09)	肉専用種	29	281	※60,330.825	16,952,943
	交雑種	41	438	163,894.5	54,986,582
	乳用種	4	56	39,206.7	1,734,893
	合 計	74	775		73,674,418
令和2年度 第3四半期 (R2.10)	肉専用種	29	336	※40,094.325	13,471,674
	交雑種	44	518	131,468.4	51,732,784
	乳用種	3	64	37,969.2	1,879,473
	合 計	76	918		67,083,931
令和2年度 第3四半期 (R2.11)	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	43	553	79,365.6	32,996,228
	乳用種	3	64	38,144.7	1,888,160
	合 計	46	617		34,884,388
令和2年度 第3四半期 (R2.12)	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	46	529	29,124.9	11,562,549
	乳用種	3	79	38,791.8	2,356,600
	合 計	49	608		13,919,149
令和2年度 第4四半期 (R3.01) 概算払部分のみ	肉専用種	0	0	0	0
	交雑種	37	396	19,405.4	5,768,229
	乳用種	3	52	39,958.7	1,608,335
	合 計	40	448		7,376,564
合 計	肉専用種	308	2,763		322,005,404
	交雑種	499	5,710		576,966,560
	乳用種	42	887		32,034,329
	合 計	849	9,360		931,006,293

- (注) ・交付金単価は小数点以下になる場合がある。
・交付対象者合計欄については、延べ人数を記載している。
・令和2年4月より生産者負担金が納付猶予となっており、対象牛は交付金の国費分(4分の3)の交付となる。
・肉専用種については積立金が払底し、R2.7月分より単価は4分の3相当額を表示。

< 事業報告附属明細書 >

令和2年度事業報告においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する、事業報告の内容を補足する重要な事項はないため事業報告の附属明細書はありません。